

## ■二世帯居住推進事業補助金の概要

【資料】

本事業は子世帯のUターン促進を目的とし、町内で親世帯と同居若しくは近居を希望する方への補助制度です。

二世帯住宅での同居のみならず、隣接する土地への単世帯住宅の建設や、子世帯居住空間を確保するための増改築工事も対象としています。

※様々なケースがありますので、お問い合わせください。

住宅を 建てる人 (建築主)	東川町に 来る人	居住年数に関する条件	建築主の現在の 住所	建築主の現在の 居住形態	建築する住宅形態		
					単世帯住宅の 新築・購入 (50万円)	二世帯住宅の 新築・購入 (100万円)	同居のための 増改築 (50万円)
子	子	建築主の親又は配偶者の親が5年以上 東川町に居住していること	町外	(問わず)	○	○	○
			町内 (原則として1年未満)	親と同居	○	○	○
	親と別居	○		○	○		
親	対象外	-	-	-	-	-	
親	子	建築主が5年以上東川町に居住 (子は町外に居住している、 若しくは町内居住1年未満)	町内	子と同居	○	○	○
				子と別居(借家等)	-	○	-
	子と別居(自己所有住宅)	○	○	○			
親	建築主の子が5年以上東川町に居住	町外	(問わず)	○	○	○	

### 【備考】

単世帯住宅を子世帯が新築する場合は、町内どこでも対象となる。

単世帯住宅を親世帯が新築する場合は、子が居住する住宅の隣接地であれば対象となる。